

議案第58号

葛飾区診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による医療法の改正に伴い、診療所における専属薬剤師の配置基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定に基づき、診療所における専属薬剤師の配置基準について定めるものとする。

(基準)

第 2 条 診療所における専属薬剤師の配置基準は、医師が常時 3 人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。